

ASEAN 東南アジア諸国連合

I. 時系列的検討

● 1967 年

ASEAN（[外務省解説](#)）は、[1967 年 8 月 8 日の五カ国外相宣言（バンコク宣言）](#)により設立された（[成立経緯](#)¹⁾）。この時点での機構的構造は以下のとおり。

- 年次外相会合（宣言 3 項(a)）
- 常設委員会（同(b)）（年次外相会合議長国の外相と当該国駐箭の各国大使）
- 各種専門委員会（同(c)）
- 国別事務局（同(d)）（各国ごとに設置）

ところが、この宣言は法的拘束力を持つとは考えられていない²⁾。現在でも、[ASEAN のウェブサイト上では](#)発効要件や発効状況についての欄に“No Description”と書かれているにとどまる。同宣言の内容を見た上で、なぜあえて法的拘束力を持たない宣言により ASEAN を設立したのか、考えてみよう。

● 1976 年

[Agreement on the Establishment of the ASEAN Secretariat](#) が締結され、国別ではない ASEAN の事務局が設置された。この合意は、[ASEAN ウェブサイト上の記述](#)を見ても条約であることがわかる。ASEAN そのものは法的拘束力のない文書で「設立」されているにもかかわらず、事務局の設立に条約が用いられたのはなぜだろうか。条約文を読んで考えてみよう。

● 1979 年

[Agreement between the Government of Indonesia and ASEAN relating to Privileges and Immunities of the ASEAN Secretariat](#) という条約が締結されている（参照、上記 1976 年事務局設立条約の 11 条）。条約末尾を見れば、この条約の一方当事者が ASEAN であることが判る。法的拘束力を持たない宣言により設立された ASEAN が条約当事者となっていることは、何を意味するのだろうか。

● 1980 年

[Cooperation Agreement between the European Economic Community and Indonesia, Malaysia,](#)

¹ 永井史男「第 12 章 ASEAN」片山裕・大西裕（編）『アジアの政治経済・入門〔新版〕』（有斐閣、2010 年）245 頁、山影進『ASEAN シンボルからシステムへ』（東京大学出版会、1991 年）。

² 村瀬信也「ASEAN 統合の国際組織法的側面」アジア経済 26 巻 10 号（1985 年）4 頁。

[the Philippines, Singapore and Thailand - member countries of the Association of South-East Asian Nations](#) という条約が締結された。なぜ、当事者の一方が the European Economic Community であるのに、他方は ASEAN ではなく“Indonesia,... member countries of the Association of South-East Asian Nations”なのだろうか。上記 1979 年の特権免除条約は ASEAN が当事者になっているのに、この条約ではそうでないのはなぜだろうか。

● 1983 年

[1967 年バンコク宣言・1976 年事務局設立条約](#)が、インドネシアによって国連事務局に登録された（国連憲章 102 条）。このことは何を意味するだろうか³。

● 2007 年

[ASEAN Charter](#)⁴が採択され、2008 年 12 月 15 日に発効した。その 3 条を参照されたい。なぜ、この時点になってこのような条約が採択されたのだろうか。

憲章により再構成された機構的構造は以下のとおり。

- 首脳会議（7 条）
- 調整理事会（8 条）（外相により構成）
- 各種理事会（9 条）
- 各種閣僚委員会（10 条）
- 事務総長・事務局（11 条）
- 常駐代表委員会（12 条）
- 国別事務局（13 条）
- 人権機関（14 条）

● 2011 年

[日本が ASEAN 日本政府代表部を設置した](#)。このことは、国際法的に見てどのような意味を持つだろうか⁵。

● 2015 年

[11 月 22 日のクアラルンプール宣言](#)により、ASEAN 経済共同体の設立が宣言された。

³ 浅田正彦「国際機構の法的権能と設立文書」安藤仁介ほか（編）『21 世紀の国際機構』（東信堂、2004 年）99 頁、136-137 頁。

⁴ 遠藤聡「ASEAN 憲章の制定——ASEAN 共同体の設立に向けて」外国の立法 237 号（2008 年）、鈴木早苗「ASEAN 憲章下での組織改革」アジ研ワールド・トレンド 2009 年 11 月号、鈴木早苗「ASEAN 憲章の策定」アジ研ワールド・トレンド 2008 年 3 月号。

⁵ 川崎晴朗「ASEAN 共同体の使節権」愛知大学国際問題研究所紀要 148 号（2016 年）125 頁。

経済共同体の内容については、以下を参照⁶。

- [AEC Blueprint](#) (2007 年版)
- [ASEAN Trade in Goods Agreement](#) (2009) ([JETRO による解説](#))
- [ASEAN Trade in Services Agreement](#) (2020)⁷
- [AEC Blueprint 2025](#)⁸ (日本語概要版)

EU（あるいはその前身のヨーロッパ経済共同体）と比較して、異同を考えてみよう。

II. 条約締結

I. に挙げた 1979 年・1980 年の例の他、以下を参照。条約全体を読む必要はなく、条約当事者に注目。前文冒頭と、条約文末尾の署名欄を見れば良い。

- [Agreement on Comprehensive Economic Partnership among Member States of the Association of Southeast Asian Nations and Japan](#) (2008 年)
- [Agreement Establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area](#) (2009 年)

III. 意思決定手続

- 2007 年 ASEAN Charter 20 条⁹

⁶ 清水一史「ASEAN の 50 年と経済統合」海外事情 2017 年 1 月号 17 頁、[石川幸一「ASEAN 経済共同体の創設」](#)アジア研究 62 巻 3 号 (2016 年) 21 頁、[福永佳史・磯野生茂「AEC 創設とは何か」](#)アジ研ワールド・トレンド 2015 年 12 月号 4 頁。

⁷ サービス貿易につき、[石戸光「ASEAN 経済共同体とサービス自由化」](#)アジ研ワールド・トレンド 2015 年 11 月号 12 頁。

⁸ [石川幸一「AEC2025 における物品の貿易の自由化と円滑化計画」](#)国際貿易と投資 112 号 (2018 年) 3 頁。

⁹ 山形英郎「ASEAN の国際機構性と ASEAN Way」芹田健太郎ほか（編）『実証の国際法学の継承』（信山社、2019 年）705 頁、714-716 頁。